

岐阜市消防本部庁舎ほか 8 施設電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 岐阜市消防本部庁舎ほか 8 施設で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市長が指定する場所
- (3) 供給建物 別紙 1 のとおり
- (4) 業種及び用途 庁舎等

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流 3 相 3 線式
(岐阜市消防本部庁舎のみ予備電源あり、ほか 8 施設予備電源なし)
※予備電源「常時供給変電所以外から供給」
 - イ 標準電圧 6, 000V
 - ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
別紙 2 のとおり
- (3) 供給期間
令和 4 年 12 月の検針日から令和 5 年 12 月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計
 - ア スマートメーター (財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。)
 - イ 検針日または検針日程 別紙 1 のとおり
 - ウ 検針時間 午前 0 : 00
- (5) 需給地点及び責任分界点
各施設の構内引込第 1 柱上開閉器
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (8) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙 1 のとおり

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1 月 (前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間) 毎に算定する。
 - イ 基本料金 = 基本料金契約単価 × 契約電力 × (185% - 力率)
(※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く)
 - ウ 電力量料金 = 電力量料金契約単価 × 使用電力量 + 燃料費調整単価 × 使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 = 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用電力量
 - オ 毎月の電気料金 = 基本料金 + 電力量料金 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (消費税及び地方消費税相当分を含む。)
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ケ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。(WEB対応不可)

イ 毎月の請求書送付先は別紙1のとおりとする。

ウ 請求の際には、請求書のほか、施設毎に内訳(最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等)を添付すること。(WEB対応不可)

ただし、請求書で内訳が確認できる場合は、別途資料を添付する必要はない。

エ 支払いは納付書による入金のほか、指定口座への振込とする。ただし、岐阜市が導入している「公共料金等口座振替システム」により自動引き落としに対応できる場合は、別途、発注者と受注者による協議のうえ定める。

(3) 現在の供給者

大和ハウス工業株式会社 名古屋支社

(4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(5) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

別紙1 需給場所一覧

No.	施設名	住 所	附属設備	検針 日程	請求書送付先
1	岐阜市消防本部庁舎	岐阜市美江寺町2丁目 9番地	非常用自家発電機 250kVA	02	〒500-8812 岐阜市美江寺町2丁目9 番地 岐阜市消防本部消防総 務課
2	岐阜北消防署	岐阜市鷺山1769番地496	非常用自家発電機 5kVA	08	
3	瑞穂消防署	瑞穂市別府2451番地1	非常用自家発電機 7.5kVA	17	
4	岐阜中消防署東南分署	岐阜市北一色4丁目10番 16号	非常用自家発電機 5kVA	06	
5	岐阜南消防署西分署	岐阜市江添3丁目8番18 号	非常用自家発電機 5kVA	08	
6	岐阜市消防救急デジタル無線中継局	岐阜市大字三田洞字百々 ヶ洞176番地	非常用自家発電機 20kVA	12	
7	岐阜南消防署	岐阜市茜部本郷1丁目12 番地	非常用自家発電機 90kVA 太陽光発電 20kW	09	
8	本巣消防署	本巣郡北方町加茂1丁目 23番地	非常用自家発電機 60kVA	15	
9	山県消防署	山県市高木1291-2	非常用自家発電機 80kVA	01	

別紙2-1 予定契約電力・予定使用電力量

No.	施設名	契約電力 (kW)	使用電力量(kWh)												
			R4	R5											合計
			12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
1	岐阜市消防本部庁舎	117	41,000	47,100	50,000	44,100	44,700	39,000	43,800	54,400	59,600	64,800	53,000	45,400	586,900
2	岐阜北消防署	29	7,700	10,080	9,700	7,700	7,250	5,700	5,800	7,800	10,300	11,000	7,760	6,330	97,120
3	瑞穂消防署	31	10,080	12,340	12,000	9,800	9,300	8,500	9,200	9,500	10,200	10,180	9,140	9,400	119,640
4	岐阜中消防署 東南分署	38	5,710	8,970	9,070	7,470	5,200	3,700	3,660	5,900	8,820	9,950	4,590	4,260	77,300
5	岐阜南消防署 西分署	29	4,600	9,190	8,800	6,700	4,870	3,550	3,400	5,000	6,740	8,230	5,150	3,680	69,910
6	岐阜市消防救急 デジタル無線中 継局	4	1,100	1,400	1,600	1,700	1,500	1,900	1,800	1,500	1,500	1,200	1,000	1,000	17,200
7	岐阜南消防署	44	7,270	12,300	13,370	9,990	6,880	5,420	5,300	7,280	9,400	10,030	7,470	6,070	100,780
	合計		77,460	101,380	104,540	87,460	79,700	67,770	72,960	91,380	106,560	115,390	88,110	76,140	1,068,850

- ※ 契約電力が500kW未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
- ※ 予定平均力率は100%とする。
- ※ 使用電力はいずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。
- ※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

No.	施設名	契約 電力 (kW)	使用電力量(kWh)														
			区分	R4	R5											合計	
				12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
8	本巢消防署	39	重負荷									1,000	2,500	3,000			6,500
			昼間	4,400	5,400	6,400	3,800	3,500	2,300	3,300	3,300	2,900	2,500	2,900	3,300	44,000	
			夜間	5,100	8,400	7,700	4,500	4,200	3,800	3,300	3,700	5,700	4,200	3,900	4,000	58,500	
9	山県消防署	26	重負荷									2,000	2,500	1,800			6,300
			昼間	3,800	4,300	4,000	3,600	2,300	2,000	2,800	2,000	2,200	1,600	2,800	2,800	34,200	
			夜間	5,100	6,300	5,300	4,000	2,800	2,900	2,400	4,000	4,000	2,900	2,600	3,400	45,700	
合 計				18,400	24,400	23,400	15,900	12,800	11,000	11,800	16,000	19,800	16,000	12,200	13,500	195,200	

※ 契約電力が500kW未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※ 予定平均力率は100%とする。

※ 使用電力量はいずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができ
る。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とし、夏季の10時から17時までを重負荷時間としている。

昼間時間は8時から22時までの時間（重負荷時間を除く。）、夜間時間は重負荷時間および昼間時間以外の時間としている。

休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日）は、
終日夜間時間の料金を適用している。